

リスク管理体制

統合的リスク管理に向けて

基本的な考え方

「地域社会が健全であるためには、滋賀銀行が健全でなければならない」というポリシーのもと、「勘や経験」に頼らない「合理的な尺度」を持って、リスクを正確に把握しコントロールするために、当行独自の「格付制度」や「統合的なリスク管理体制」の構築に先駆的に取り組んでまいりました。

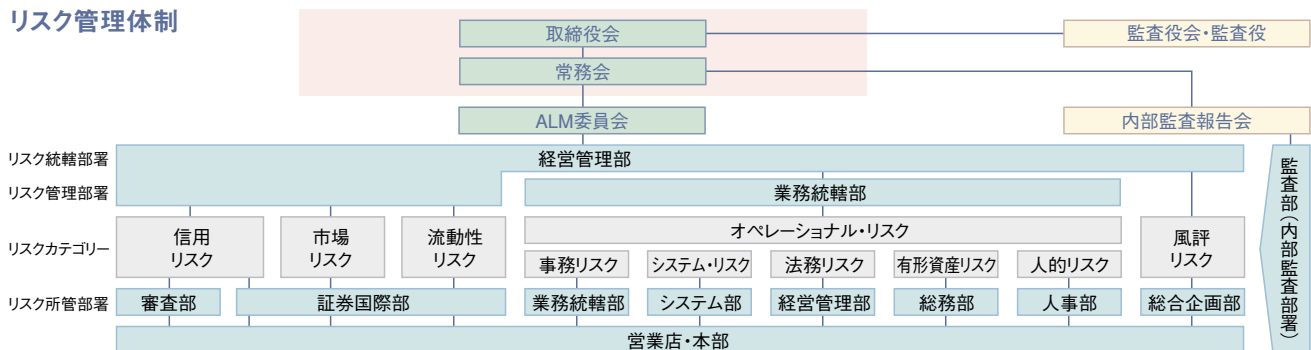
バーゼルⅡでは自己責任原則をふまえた高度なリスク管理体制を活かして、信用リスク計測手法は「基礎的内部格付手法」を、またオペレーショナル・リスクの計測手法として「粗利益配分手法」を採用しています。引き続き、これまでの取り組みを発展させ、一層のリスク管理能力の向上を図ってまいります。

リスク管理体制の概要

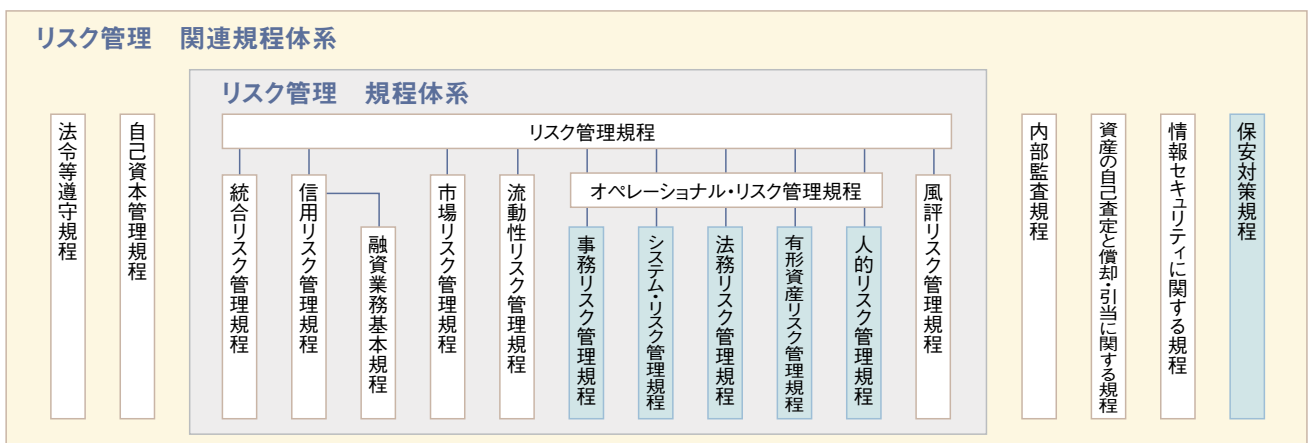
当行では、①信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど各リスクの定義、②各リスク所管部の役割と責任、③各リスク管理の方法、④各リスク管理体制の適切性に関する内部監査の実施等を「リスク管理規程」として取締役会で制定しています。加えて適切なリスク管理を行うため、ALM委員会、常務会、取締役会を開催し、当行のリスク管理の状況等について経営に報告するなど、適切な運営を行っています。

さらに各種リスクの管理体制について、より詳細に定められたリスクカテゴリー毎のリスク管理規程を制定しています。

リスク管理体制



規程体系



これらのリスク管理の基本方針に加え、当行では戦略目標やリスクの状況に照らし、半期毎に「リスク管理方針」を取締役会で決定し、行内に周知するなどリスク管理のさらなる強化に努めています。

統合的リスク管理体制

統合的リスク管理とは、金融機関が業務を行ううえで避けることのできない各種リスクに関して、全行的な観点から分析・評価し、これを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することにより、適切にリスク管理を行うことをいいます。

当行ではこうした考え方にに基づき、経営管理部がすべてのリスクを一元的に把握する体制をとっています。

加えて、自己資本比率の算定に含まれていない与信集中リスクや、銀行勘定の金利リスクについては、これを定量的に把握し、自己資本と比較することにより適切に管理するよう努めています。

また、オペレーショナル・リスクや、風評リスクなど統計的手法によるリスク量を計測していないリスクについても、その発生頻度や影響額の抑制に努め、適切に管理する体制を構築しています。

統合リスク管理体制

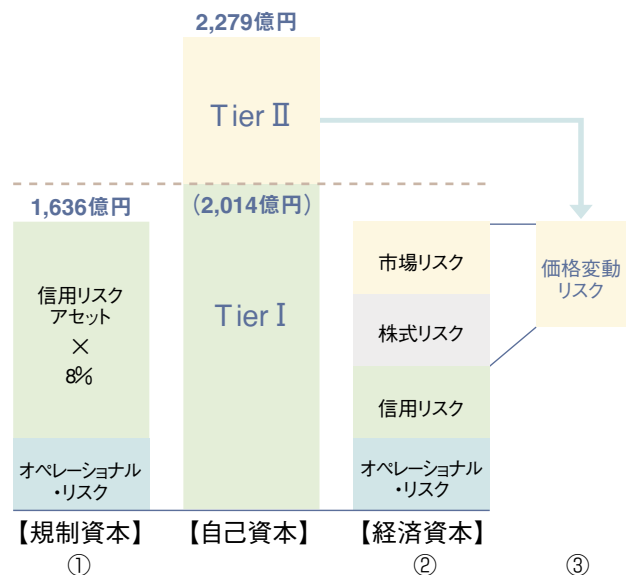
統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一した尺度でリスク量を計測し管理することを、統合リスク管理といいます。当行では統合リスク管理の手法を用いて、リスクの総量を自己資本の一定範囲内にコントロールするため、資本配賦制度に基づく業務運営を実施しています。さらに、平成19年3月よりパーゼルⅡがスタートしたことにあわせて資本配賦制度を見直し、より高度なリスク管理体制の構築に努めています。

具体的に資本配賦を行うにあたっては、当行の経営体力である自己資本に対して、右図①の規制資本ベース（自己資本比率規制上の所要自己資本）および②の経済資本ベース（内部管理上のVaRなどにより算出したリスク量）の両面からそれぞれが自己資本の範囲内にあることを検証し

つ、積極的にリスクがとれるような体制を確立しています。さらに、③の有価証券等の価格変動によるリスクをTierⅡの範囲内にコントロールすることにより、①規制資本ベース、②経済資本ベースの資本配賦制度を補完する体制を構築しています。

これらの枠組みにおいて、部門別、エリア別にRAROC等のリスク対比の収益指標を用いて収益性分析を行うなど、リスク管理の高度化による企業価値の向上に取り組んでいます。

資本配賦の仕組み



平成20年3月期末の単体での規制上の所要自己資本額(1,636億円)は、Tier I (2,014億円)を下回り、Tier I 比率(単体)は9.84%となりました。

●VaR (バリュー・アット・リスク)

VaRとは、一定期間(例えば1年)に被る可能性のある最大損失想定額を統計的手法で計測したものをいいます。当行では、信頼区間99%、保有期間1年を用いて計測したリスク量を内部管理において使用しています。

●資本配賦制度

銀行が抱えるさまざまなリスクをVaR等で計量化し、リスク量に見合う資本(経済資本)を、自己資本の範囲内でリスクの種類別、部門別等に割り当てる制度です。当行では、営業部門、市場部門を資本配賦の対象としています。

●信用リスクアセットと所要自己資本

信用リスクアセットとは、保有する貸出債権等について、当行で付与した内部格付に基づいてリスク換算した値のことをいいます。自己資本比率規制(国際統一基準)上の最低所要自己資本比率が8%であることにより、「所要自己資本=信用リスクアセット×8%」の関係にあります。

●RAROC (Risk-Adjusted Return on Capital)

資本配賦制度で配分された資本に対する収益力を示しており、資本効率を評価するのに用いる指標をいいます。統計的に予想されるリスクを調整したリスク修正後の収益を、配賦資本で除して算出します。

リスク管理体制

信用リスク

信用リスク管理体制

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当行が損失を受けるリスクをいいます。

当行は信用リスクをそのリスクの大きさや範囲から最も重要性を持つリスクとして認識し、バーゼルⅡ「基礎的内部格付手法」に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っています。

企業格付制度の概要

当行は、平成10年12月に当行とお取引先が共に企業価値向上に向けて取り組むための合理的なコミュニケーション・ツールとして、独自の「企業格付制度」を導入し、以来、9年間にわたり運営と改善を重ね、信用リスク管理の高度化と自己資本の充実に努めてきました。

「自分の城は自分で守る」という自己責任原則のもと、

リスクの大宗を占める信用リスクを計測する格付制度を確立し、合理的なものさしを持ってリスクをコントロールしていくことが、地域社会との「共存共栄」の追求に不可欠であると考え、格付制度の確立と改善に全力を注いでいます。

■格付プロセス

企業格付は、お取引先の決算書に基づき、定量的な財務分析を実施し、当行独自の審査ノウハウによる定性評価を加味して、企業実態を踏まえ格付を決定しています。

格付結果については、信用リスクの判別力や各格付ごとのデフォルトの発生度合いなど、格付体系の有効性を統計手法等を用い、定期的に検証・分析し、格付体系のレベルアップを図っています。

なお、現行の企業格付は、信用リスクの程度に応じて、格付が下がる毎に信用リスク水準が高くなるように定義した15ランクに区分しています。

(企業格付の体系と区分の定義は下表の通りです。)

企業格付定義の一覧

格付	定義	債務者区分	
a1	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が優良である	正常先	
a2	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が良好である		
b1	債務履行の確実性は高い		
b2	債務履行の確実性は高いが、b1に比べ環境の影響を受けやすい		
b3	債務履行の確実性は十分である		
b4	債務履行の確実性は十分であるが、b3に比べて劣る面がある		
b5	債務履行の確実性は中位程度		
b6	債務履行の確実性はb5より劣るが、当面問題ない	要 注 意 先	その他要注意先
b7	債務履行の確実性に当面問題ないが、将来まで確実といえない		
c1	債務履行の確実性に問題があり、注意を要する	要 注 意 先	要管理先
c2	債務履行の確実性に問題があり、c1に比べさらに注意を要する		
d1	要管理先	破綻懸念先	
d2	破綻懸念先		
d3	実質破綻先		
d4	破綻先		

■ 「しがぎん格付コミュニケーションサービス」

当行では、「格付」を単に銀行がお取引先の信用リスクを評価するためのものではなく、当行とお取引先とを繋ぐ合理的なコミュニケーション・ツールと位置づけています。

こうした観点から、当行が付与した格付や格付プロセスを通じて把握した定量面、定性面の分析などにもとづき、お取引先に格付の内容をご説明する「しがぎん格付コミュニケーションサービス」を平成19年8月から開始しました。お客さまが抱えておられる課題やリスクを互いに認識して、お客さまの経営基盤強化に向けたご提案に注力しています。

信用リスク管理の概要

格付制度全体としては、企業格付制度のほかに、リテール・プール区分制度や特定貸付債権格付制度など、与信規模や取引属性、信用リスク特性に応じた各種格付体系を整備し、信用リスクを適切に認識し評価する体制を整備しています。

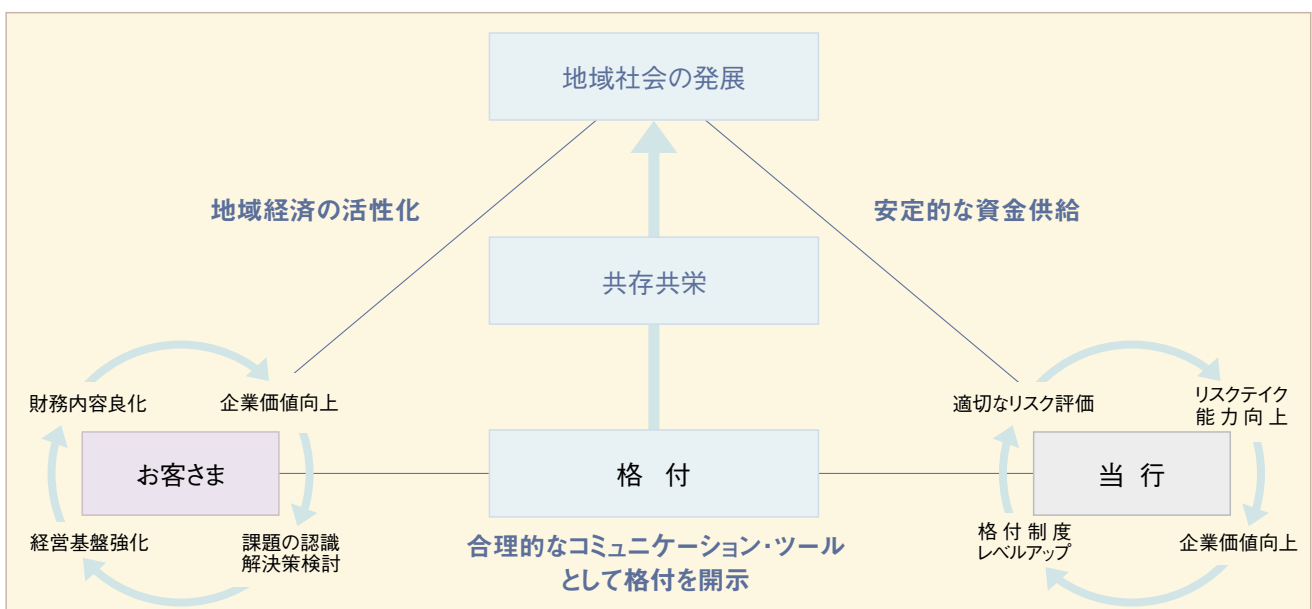
与信ポートフォリオについては、格付別・業種別に信用リスクの動向を把握し、与信集中リスクについて分析を行うとともに、企業格付付与と同時に与信限度額や取引方針を個社別に定め、適切な信用リスク管理に努めています。

また、住宅ローンなどのリテール取引については、信用リスク特性が類似する取引を一括してとりまとめ、信用リスクを適切に認識し評価できる体制を整備しています。

さらに以上の取り組みを基礎として、自己資本規制上の信用リスク量（規制資本）では与信集中リスクや業種特有のリスクなどが捕捉されていないことから、これらを考慮した信用リスク量（経済資本）を計測し規制資本と比較を行ったり、与信ポートフォリオの変化が信用リスク量に与える影響を分析しています。

当行では、こうしたリスク管理の高度化の取り組みを通じて、リスクを合理的に把握する体制を確立するとともに、リスクに対する適正なリターンを確保するため、信用リスクに応じたプライシング（貸出金利の設定）に積極的に取り組んでいます。

格付制度の意義と目的



リスク管理体制

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務上での事故やシステムが不適切であったり、また地震や災害などの外的要因により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④有形資産リスク⑤人的リスク、の5つに分け、業務統轄部において一元的に管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するため組織体制および仕組を整備し、顕現化するリスクの未然防止や発生時の影響を極小化できるように努めています。

具体的には、バーゼルⅡに準拠したリスク管理体制の構築をめざすため、当行全体で定期的にRCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施し、リスクの評価を行っています。

また、リスク管理を高度化するため、オペレーショナル・リスク情報（事故データ等）の収集・分析を行い、再発防止策を講ずるなど、リスクの制御、移転、回避に努めるとともに、リスク管理の実効性を高めるため、PDCAサイクルの確立に努めています。

なお、事務ミス等を発生させないためには、関係者全員の意識が重要です。営業店では、オペレーショナル・リスクの回避、削減、未然防止に向け「リスクの未然防止運動」を展開し、実践的な取り組みを通じたリスク管理手法の定着化にも取り組んでいます。

（注）RCSA（リスクとコントロールの自己評価）

Risk & Control Self - Assessmentの略。あらゆる業務プロセス、システムおよび有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存するリスクを評価・把握した上で、必要な削減策を策定し実行していく自立的なリスク管理の手法です。

①事務リスク管理

事務リスクとは、「不正・不祥事件、事務上の事故、事務

管理体制の不備あるいは役職員が正確な事務を怠ること等により当行が損失を被る、あるいは当行の信用が失墜するリスク」をいいます。

当行では、堅確な事務が信用の基本であることならびに情報管理の重要性を深く認識し、事務リスクの軽減や事故・不正をなくすため、人材育成、組織強化、規程・マニュアル類の整備、遵守を心がけることはもちろん、日頃の事務指導や研修体制の強化にも取り組み、事務品質の向上に努めています。

②システム・リスク管理

システム・リスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動、不備、あるいはコンピューターシステムが不正使用されることなどにより、お客さまや銀行が損失を被るリスクをいいます。

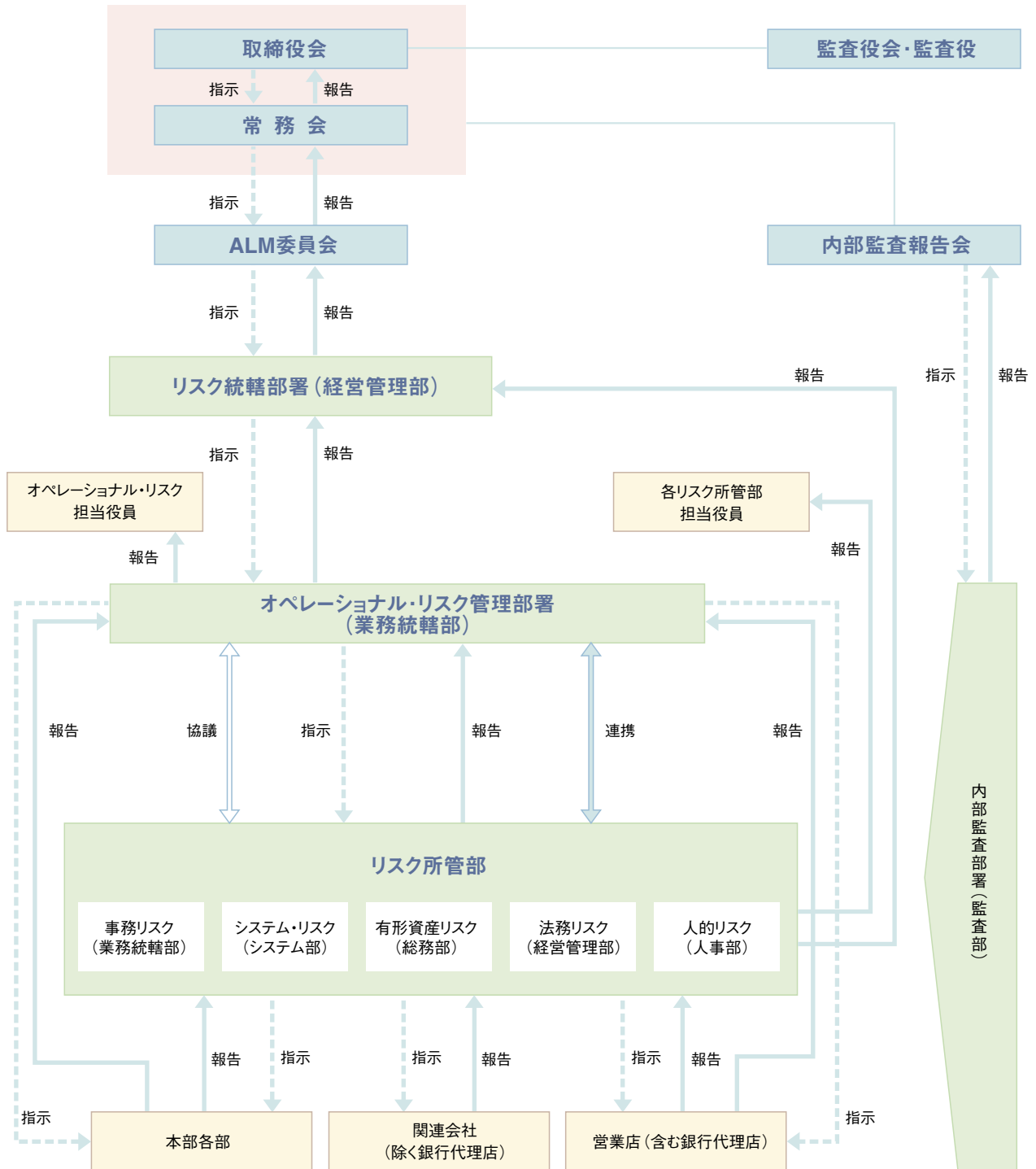
当行では、システムをお客さまへサービスを提供していくうえでの重要なインフラと認識し、震災時等での無停電装置などを備えた免震構造の事務棟を新設（平成18年12月）するとともに、遠隔地にバックアップセンターを確保しています。システム・リスクに関する事象および情報等を収集・分析しシステム管理の高度化を図るとともに、情報漏洩を防ぐための不正アクセス対策やウィルス侵入対策など、想定されるリスクに対する各種の安全対策を実施しシステムの安定稼働と情報保護に取り組んでいます。

さらに万一の事故や大規模災害に対しても、コンティンジェンシープランを策定し、万全を期しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出について

なお、当行では、平成19年3月末からスタートしたバーゼルⅡでの自己資本比率規制上、新たに加わったオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」ではなく、より高度なリスク管理が可能となる「粗利益配分手法」により算出しています。

オペレーショナル・リスク管理体制図



リスク管理体制

市場リスク／流動性リスク／風評リスク

市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することで、当行の資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、安定した収益確保を目的として半期ごとにALM計画を策定し、全行的なリスク、リターンを勘案したうえで有価証券の投資計画などを定めています。また、市場リスクの計量化に努め、リスクの状況を適切にモニタリングし、経営陣に報告しています。

組織的には、取引執行部門、事務処理部門、リスク管理部門を分離し、相互牽制を図っています。

【アウトライヤー比率】

平成20年3月末：12.17%

上記の市場リスクのうち金利変動によって銀行勘定の経済的価値が変動することを銀行勘定の金利リスクといいます。

バーゼルⅡ第2の柱では一定の金利変動に対する経済的価値の変化額を自己資本（Tier I + Tier II）で除した比率（アウトライヤー比率）によって銀行勘定の金利リスクが計測され、これが20%を超えると金利リスクの縮小、もしくは追加的な自己資本が必要となる可能性があります。

なお、当行の平成20年3月末のアウトライヤー比率は12.17%となり、20%を下回っております。

流動性リスク管理体制

流動性リスクとは、必要な資金を確保できず、資金繰りに支障を来したり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金繰り管理部門（証券国際部）が金融環境、資金化可能資産残高、予想される資金流出額など資金繰りの状況を把握、管理するとともに、リスク統轄部署（経営管理部）が日次で管理状況をモニタリングし、資金繰りに支障を来さないよう流動性リスクの管理を行っています。

風評リスク管理体制

風評リスクとは、種々の異常事態の発生等に起因する風評や噂により当行の信用が毀損されることによって有形・無形の不測の損失を被るリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、風評リスクの原因となる異常事態発生等の未然防止に努めています。

情報管理体制

個人情報保護

当行は「個人情報の保護に関する法律」の施行（平成17年4月1日）に伴い、7項目からなる「個人情報保護方針」（別表ご参照）を制定するとともに、「個人情報の取り扱いについて」を公表し、個人情報を利用する際の「業務内容」「利用目的」などを行内外に明らかにしています。

一方、「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の漏洩防止、システムの安全管理など情報資産のセキュリティ向上などの施策を検討しています。事務局として業務統轄部に「情報管理室」を設置しております。

盗難・偽造カード対策

当行では、盗難・偽造カードによる不正引き出しの被害からお客さまを守るため、次のようなさまざまな手立てを実施しております。

- ①手のひら静脈による生体認証機能付ICキャッシュカード発行を取り扱っています。
- ②キャッシュカード支払限度額を「1日あたり200万円」「1カ月あたり300万円」に設定し、お客さまからの申し出により一定範囲で随時変更可能としています。
- ③暗証番号をATMで変更可能としております。

④他人に類推されやすい数字（生年月日、電話番号など）を使用なさらないうよう、ポスター・チラシ・ホームページにより注意喚起しています。

⑤ATM画面にのぞき見防止フィルムを貼付しています。

個人情報保護方針

滋賀銀行は、お客さま、地域社会との「共存共栄」の追求を経営理念とし、お客さまの多様なニーズにお応えするため商品、サービス、情報の迅速、的確な提供に努めております。

その際、お客さまに関します「個人情報」の適切かつ厳格な取り扱い（取得・利用・保存）が何より重要であると考えます。

このような認識に立って当行は以下の事項を厳守し、以ってお客さまの「個人情報」保護に万全を期すことをここに宣言いたします。

- 1.お客さまに関する個人情報の取り扱いにあたっては、利用目的を明確にし、その利用目的の範囲内で使用いたします。お客さまの同意、法令に定めがある場合を除いて利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用いたしません。
- 2.お客さまに関する個人情報を適切に取り扱うために個人情報の取扱規程を制定するとともに、社員教育、内部管理態勢などを整備強化し、実践してまいります。
- 3.お客さまに関する個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、適切かつ合理的な方法で事務およびシステムの安全対策を実施してまいります。
- 4.当行が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、その保護が十分に図られていることを確認した上で、個人情報の保護に関する契約を締結し、必要に応じて監査を実施するなどの適切な措置を講じます。
- 5.法令に定めがある場合を除き、個人情報を事前にお客さまの同意を得ることなく第三者へ提供いたしません。
- 6.個人情報について、お客さまご本人からのお問合せや確認・訂正・ダイレクトセールスの停止などのお申し出があった場合は遅滞なく対応いたします。
- 7.個人情報の取扱管理責任者を置き、保有する個人情報に関して適用される法令およびその他の規範の遵守に努めるとともに、上記各項における取り組みおよび保護活動を維持、改善してまいります。

（平成17年3月7日制定）

当行の情報資産と情報セキュリティ委員会の役割

